

ＪＡいわき市の地域農業への支援対応 その２

—福島県ＪＡ系統機関の原発被害への取組みレポート—

2012.10.05

農林中金総合研究所

理事研究員 渡部喜智

福島県いわき市（以下「同市」）を管内とするＪＡいわき市（以下「同ＪＡ」）が、東日本震災と福島第一原子力発電所（以下「原発」）の爆発事故以来取り組んできた組合員等への支援については、12年5月23日付けのレポートで報告したが、発災から2度目の秋の収穫を迎えた現況を改めて報告する。

1 沿岸部圃場での耕作再開拡がる一方、牧草地などの除染をＪＡ主導で実施

同ＪＡ管内では、東日本大震災に伴う津波と強震による農地などの被害と、福島原発の事故の被害を二重に受けた。

復興庁や同市の資料によれば、津波による農地の浸水面積は213haに及び、とりわけ180haが作付けに関わる甚大な被害を受けたとされる。

ただし、素早いがれき・ヘドロの撤去と地道な塩分濃度引下げの作業などの結果、2011年度から作付けが60ha以上再開された。その後も11年度中の「被災農家経営再開支援事業」のもとで8つの地域復興組合の組織化（対象面積45.2ha）や、除塩作業の進捗などにより、12年度はさらに90haほど耕作再開が広がったと言われる（写真1）。



写真1 沿岸部にある収穫を待つ水田（水田の向う側に見えるのが防風林で、その先が海）

なお、12年度も復興組合が5つ残り、経営再開支援事業が行われるとともに、除塩や用水路整備などの復旧作業が行われている。

同市は原発から比較的距離は近かったものの、風向きの関係により市内への放射性物質の降下量は距離に比して軽減された。しかし、放射性物質の降下により土壌の放射能（放射性セシウム）濃度が高い圃場や草地も散在している。

同市の水田耕地面積は6,790haあるが、同ＪＡ管内ではコメの生産数量目標を100%達成してきた。その目標達成のため注力されてきたのが、飼料用作物の栽培であり、飼料米栽培のほか、牧草栽培が行われてきた。その牧草は地元の酪農家などへ販売され、地域の畜産複合という形で転作の協力関係が形成されてきたわけである。

しかし、残念ながら11年度のモニタリング検査で、同市の牧草から暫定許容値を上回る放射性物質が検出された。これに対し、暫定許容値を超えた牧草などの自給飼料給与の利

用自肅が国（農林水産省）から求められている。

そのため、除染対策の実行が必要となっているが、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づく除染は、動き出しているものの、生活圏が優先・先行されているのが実情である。以上の状況を受け、管内では現在、東京電力への除染費用の賠償請求を前提に、同ＪＡ主導のもと農地の除染作業が順次行われている。



写真2 市北部(小白井地区)の反転耕作業した牧草畑

管内の牧草の転作地では、プラウなどを使い30cm程度の深さで放射性物質が浸透していない上層の土壌に入れ替える「反転耕」などが進められている（写真2）。反転耕により、牧草が吸収する放射能が大幅に減少することが期待されており、除染を完了した個別圃場で成育した牧草の放射能モニタリングの結果が暫定許容値を下回っていれば、家畜への給与が認められる（注1）。

しかし、牧草地の除染には課題も多い。前述のようにプラウなど

で反転耕を行うことが出来るような土地であれば良いが、牧草地には土が柔らかく深く掘れるようなところばかりではない。また、急斜面であれば、農機の作業が難しいところもある。国・県など行政が除染作業の技術的開発・改善をはかりながら、早急に除染作業を実施すべく資源集中投下の態勢を取ることが重要ではないかと思われる。

なお、県内他市町村と同じく、福島県の管理のもとで同市でも12年産米の「全量全袋検査」が進められている。同ＪＡでは5台の検査機器を営農センターに導入・設置し、30名程度の人員を配置している（注2）。また、コメ以外の農作物の出荷前放射性物質検査のために、5か所に食品放射能測定システム（NaI（Tl）シンチレーション検出器）を設置し、農家組合員が持ち込む農作物の測定を行い、安心感のある作物出荷態勢の構築に努めている。

（注1）12年4月以降、食品中の放射性物質の基準値引下げに合わせ、「飼料中の放射性セシウムの暫定許容値」が下表のように見直された（牛は12年2月23日に先行して改定）。

「飼料中の放射性セシウムの暫定許容値」（粗飼料は水分含有量8割ベースとする）

給与対象動物	許容最大値（kg当たり）	
	変更前	変更後
牛、馬用	300Bq	100Bq
豚用		80Bq
家きん用		160Bq
養殖魚用	100Bq	40Bq

福島県内では、牧草等の11年度モニタリング等の結果から最終番草が暫定許容値100Bq/kg以下となった中通り2地域と会津15地域を除き、12年産についてモニタリングによる地域解除は行わず、除染（草地更新）を実施した農家の草地等ごとに個別に利用の可否を判断することになっており、いわき市もその対象地域となっている。

なお、福島県内では、生産団体が自給牧草等の給与についての自主規制として国の許容値よりも厳しい基準を導入しており、乳牛へ給与する牧草の基準をN.D.（検出限界値以下）とする取組みを行っている。

（注2）いわき市ではJ Aいわき市のほか、J Aいわき中部が1台、その他民間が3台の合計9台によるコメの全量全袋検査が行われている。

2 牧草地汚染による畜産経営への圧迫と早急な草地除染の願い

J Aいわき市の和牛繁殖部会の代表であるとともに、福島県のJ Aグループ和牛繁殖飼育者協議会副会長も務める斎藤栄一氏に、原発事故後の経営状況を聞いた（写真3）。

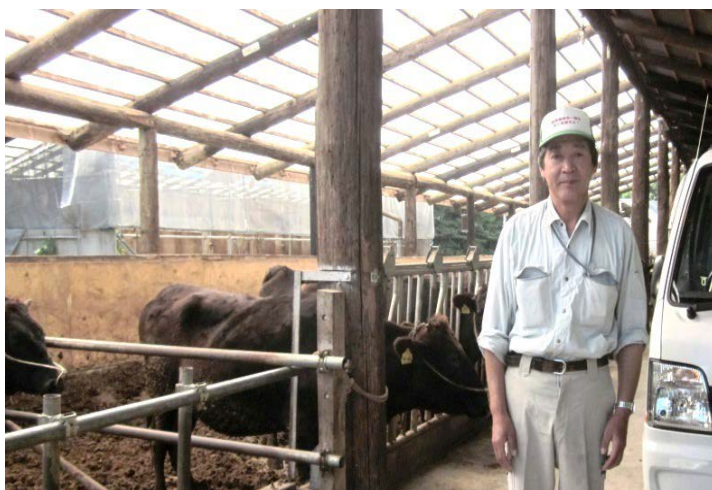


写真3 JAいわき市和牛繁殖部会の斎藤栄一代表

同市資料などによれば、市内2か所の市営牧野に合わせて最大130頭程度の牛・馬が市内から委託放牧されていたようだ。

しかし、原発事故を境に、これまで取ってきた前述のような形での飼養が困難となっている。

まず、原発事故直後は物流網の分断やガソリン不足などから配合飼料の供給や獣医などによる人工受精（種付け）が円滑に行われるかが憂慮された。

さらに、自家産の牧草給与と放牧についての自粛について、農林水産省からの指示（注3）が発出された。この指示は斎藤氏をはじめとする畜産農家の経営に現在も大きな重荷になっている。

（注3）指示は、農林水産省生産局「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理」（11年3月19日）

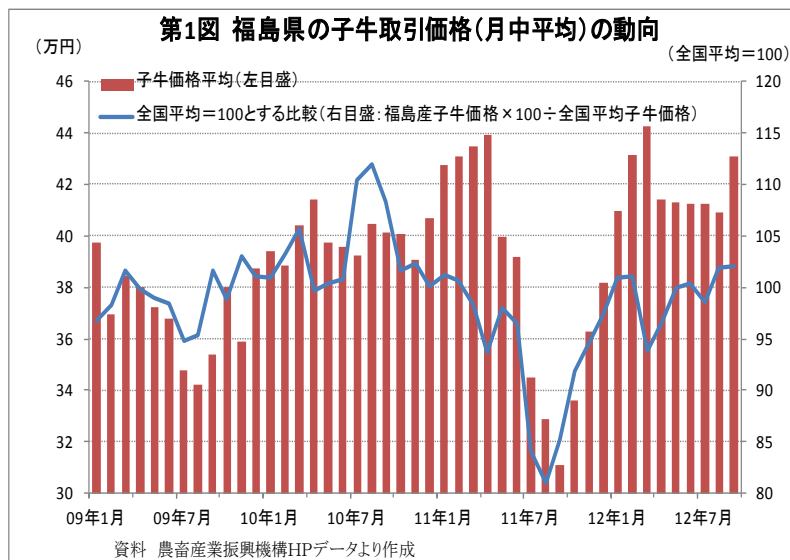
「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（11年4月14日）「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（11年4月22日）など。

この指示に従って、斎藤氏は市営牧野への委託放牧が出来なくなり年間を通じた畜舎飼いに移行し、牧草など自家産飼料を購入に切り替えざるを得なくなった。当然、購入飼料が増えた分は東電に賠償請求しているが、問題は賠償金支払が極めて遅いことだ。その結果、購買未払い金の残高が増える状況にある。賠償金が必ず支払われるとは思いつつ、酪農を含め畜産農家には不安感が強いという。

さらに、これまで畜産農家は、牛糞を地域のお農家に引き取ってもらっていた。検査を受け暫定許容値（400Bq/kg）以下のものについては譲渡可能だが、事実上牛糞の譲り受けの動きは細ってしまい行き場が無くなっていることである。家畜糞尿を堆肥化し地域資源として利用する家畜糞尿処理の循環が崩れてしまった影響は大きい。斎藤氏も所有地に牛糞を置かざるを得なくなっている。

また、前述のような飼養形態が崩れたことで、牛の生育・健康状態（ボディコンディショニング）に心配なところもあるという。

福島県における繁殖経営について概観すると、県内産の子牛価格は原発事故後下落傾向をたどり、11年8月には1頭当たり31万円台まで下がり、全国平均の子牛価格との比較でも8割程度の水準となった。ようやく昨年後半から全国的な復調もあり、福島県の子牛価格は戻る傾向があり、1頭当たり価格は40万円台を回復した（第1図）。これに伴い、子牛販売価格の低迷を原因とする東電への賠償請求自体は少なくなっている。



しかし、双葉郡町村や飯舘村など原発事故後の避難指示により強制的に畜産経営をやめざるを得なかった地域を含め、福島県では繁殖と肥育の両方で畜産農家の減少が生じている。これによる地域の子牛需要が減退する影響が懸念される。原発事故前、近年の福島県内の家畜市場における子牛取引頭数は年間1.2～1.3万頭の数があったが、12年に入っても月間の取引頭数で800～900頭、年間ベースで1

万頭強程度にとどまっている。

以上のような状況下、原発事故後の家畜市場への出品頭数の減少により、石川郡畜産農協のせり市が12年度末をもって閉鎖することが決まった。阿武隈山系の地域の畜産農家はこれまで手近な場所の家畜市場で子牛の売買が出来たメリットがあった。今後は中通り地方の本宮市にある全農福島県本部が運営するせり市がその機能を担うことになるが、遠距離化に伴う運搬の負担は避けがたく、特に小規模畜産農家にとっては厳しい追い打ちだ。

以上のように、同氏の和牛繁殖経営は、原発事故に伴う有形無形の悪影響を受けている。牧場への放牧や自給飼料の給与が出来ないこと、賠償金の支払いのペースが遅く不安感があることは、酪農を含め畜産農家全般の抱える共通の悩みという。

同氏は同市区域のすべての草地除染が早期に行われ、従来の飼養形態が可能になることを切望し、それを待っている。これは県内畜産農家の共通の悩みであり、強い要望・要求である。

3 梨栽培での承継等協力化の動き

同 J A 管内には、小川地区や好間地区を中心に 70 数 ha の梨畑があり、「サンシャイン いわき梨」のブランドで市内外に出荷されてきた。しかし、県内他地域の果樹と同じく、風評被害による価格下落があり、収入減少の被害を受けた。これに対し、J A が主導し、梨への放射性物質の付着リスクを低減し安全性をアピールするため、高圧洗浄機による樹皮の洗浄や粗皮削りなどの梨の木の除染作業を春先に実施した（写真 4）。その際には、同 J A から作業委託料を支給し、除染作業を推進した。

同市内の梨は秋の収穫もほぼ無事に終え、好評を得ている。そうした中で、同 J A が将来を見据えた梨栽培農家への対応をスタートさせている。



写真 4 除染後、今秋の収穫をほぼ終えた梨畑
(中央の木の赤い線は除染実施の目印)

梨栽培は他の果樹栽培も同様だが、その作業は剪定、摘花・受粉・摘果・袋かけ・収穫など果樹園内で上下の運動が求められる重労働である。その一方、同 J A の梨部会 109 名のうち、70 歳以上の会員が 2 割を占めるという。そのため、今はともかくとして、将来的に栽培技術面を含め承継対策を講じることが必要となっているという認識がある。

同 J A は現在、将来の承継に関する梨栽培農家の意向情報を蓄積する作業を進めている。管

内には梨栽培を拡大したり、新たに始めたい意向の農家等もある。また、双葉郡から避難中の農家の中にも梨栽培に関心を持っている方もいると言われる。

そのような情報を集め、意向を相互調整・すり合わせし、橋渡しをしていくことは、組合員の大事な財産である梨畑の活用というだけでなく、地域の梨の産地ブランドを維持・向上していく面からも意義は大きい。栽培技術の研修などを含め、同 J A の取組みの進展に期待が寄せられる。

(わたなべ のぶとも)